

出産育児一時金の申請について

1 支給金額

国民健康保険に加入している人が出産した場合、以下の支給を受けることができます。

産科医療補償制度（※）	支給金額
対象となる出産	500,000円 (令和5年3月31日までに出産した場合は、420,000円)
対象とならない出産	488,000円 (令和5年3月31日までに出産した場合は、408,000円)

(※) 裏面6をご覧ください。



2 申請に必要なもの（世帯主が窓口に来た場合）

【直接支払制度を利用した方】

～出産費用が50万円（48.8万円）未満の方のみ（※1）～

- ❖ マイナ保険証、資格確認書、被保険者証のうちいずれか1つ
- ❖ 通帳（世帯主名義）
- ❖ 母子手帳
- ❖ 出産費用明細書・領収書（※2）
- ❖ 合意文書（※3）
- ❖ 医師の証明書 又は 死産届、埋火葬許可証の写し（死産・流産の場合のみ）
- ❖ 世帯主の個人番号が分かるもの及び本人確認書類

【直接支払制度を利用しなかった方】

- ❖ マイナ保険証、資格確認書、被保険者証のうちいずれか1つ
 - ❖ 通帳（世帯主名義）
 - ❖ 出産費用明細書・領収書
 - ❖ 合意文書（※4）
 - ❖ 母子手帳の出生届出済証明 又は 戸籍謄本（抄本）（出生児の住民登録が郡山市でない場合のみ）（※5）
 - ❖ 医師の証明書 又は 死産届、埋火葬許可証の写し（死産・流産の場合のみ）
 - ❖ 世帯主の個人番号が分かるもの及び本人確認書類
- 海外出産の方は、別紙チラシをご確認ください。

(※1) 出産費用が50万円（48.8万円）以上の方は申請不要。

ただし、令和5年3月31日までに出産した場合は、出産費用が42万円（40.8万円）以上の方は申請不要。

(※2) 直接支払制度利用の有無、出産年月日、入院日数、産科医療補償制度加入の有無、出産費用合計額、

代理受取金額、専用請求書の記載と相違がない旨明記されていること

(※3) 直接支払制度を利用する旨を医療機関と合意した文書

(※4) 直接支払制度を利用しない旨を医療機関と合意した文書

(※5) 出生事実を証明するもの（親子関係が分かるもの）が必要

直接支払制度については
裏面で確認してね

3 申請に必要なもの（世帯主以外の方が窓口に来た場合）

上記の2のものに加えて、

- ❖ 委任状
- ❖ 委任を受けた方の本人確認書類

4 申請窓口

- ❖ 国民健康保険課（西庁舎1階）
- ❖ 各行政センター・各連絡所
- ❖ 郡山市民サービスセンター（ビッグアイ6階）・緑ヶ丘市民サービスセンター

マイナンバー制度開始により、
「申請人と対象者の個人番号」
と「申請人の本人確認」が必要
となりました。



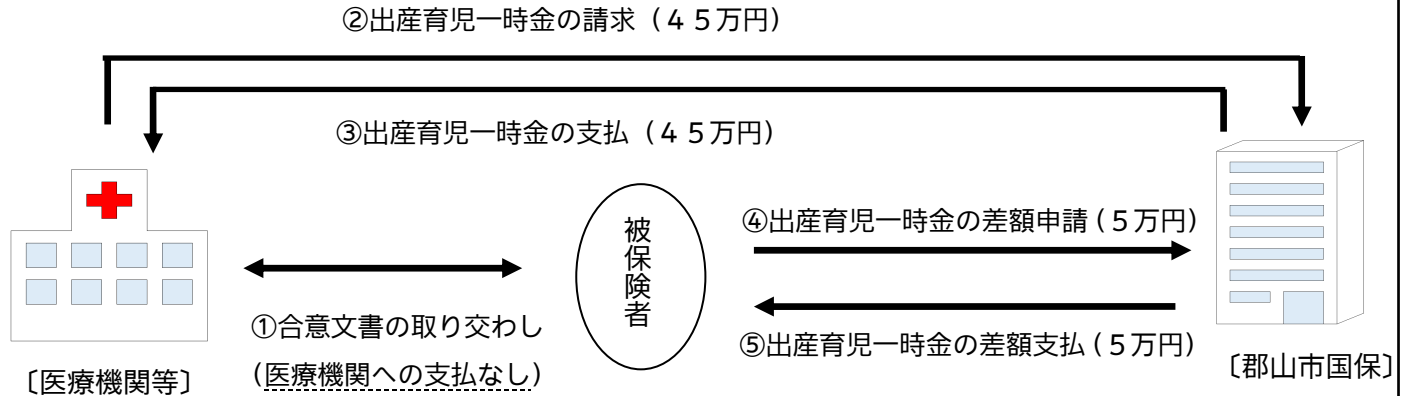
マイナンバー

5 直接支払制度とは

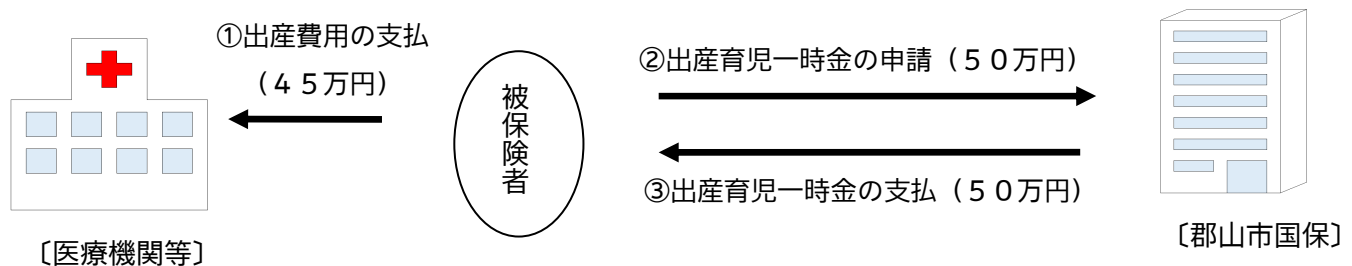
直接支払制度とは、出産育児一時金の申請・受取りを被保険者に代わって、医療機関等が行う仕組みのことです（利用方法については、分娩医療機関等に直接お問い合わせください）。

例： 出産費用 45 万円、出産育児一時金 50 万円の場合

【 直接支払制度を利用する場合 】



【直接支払制度を利用しない場合】



6 ご注意ください

- ・ **産科医療補償制度とは**、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償などを目的に創設されたものです。この制度に加入している医療機関での 22 週以降の出産については、出産育児一時金 48.8 万円（40.8 万円）に当該制度掛金相当分として 1.2 万円が加算され、50 万円（42 万円）の支給となります。
- ・ **産科医療補償制度の対象とならない出産とは**、産科医療補償制度未加入の医療機関等での出産や海外・自宅での出産、又は妊娠 12 週以上 22 週未満での出産などが該当します。
- ・ 出産育児一時金は、原則として **出産日時時点で加入している医療保険者から支給されます**のでご確認ください。
- ・ **妊娠 4 か月（妊娠 12 週、85 日）以上の出産のみ支給**されます（死産等を含む）。
- ・ **多胎児**を出産したときは、**胎児数分だけ支給**されます。
- ・ **国保加入中の出産であっても、以下①②どちらの条件も満たす方は、以前加入していた社会保険から支給を受けることもできません**ので、どちらかを選んでいただくようになります（①社会保険に本人（扶養ではない）として継続して 1 年以上の加入期間があり、②社会保険の資格を喪失（退職）して 6 か月以内に出産した場合）。ただし、**共済組合に本人として継続して 1 年以上加入していた方が退職して 6 か月以内に出産した場合、共済組合からの支給**となります。
- ・ **時効**（申請できる期間）は、**出産日の翌日から起算して 2 年間**となります。



お問合せ先 郡山市 国民健康保険課 給付係（西庁舎 1 階）
電話 024-924-2141
（平日 8:30～17:15）

（作成日 令和 6 年 12 月 2 日）